

大雪により猪苗代町に 災害救助法が適用



2月4日からの大雪で、2月7日に災害救助法が本町に適用されました。これにより高齢者世帯等で緊急対応が必要な除雪にかかった費用が、国、県から支援されます。

大雪で福島県の市町村に同法が適用されたのは昭和38年以来62年ぶり。気象庁によると本町の最深積雪は2月9日に175センチを記録しました。

この大雪で、国道49号や県道7号(猪苗代塩川線)、磐越自動車道、町道の一部が通行止めとなったほか、磐越西線は運休になり、本町にも大きな影響がありました。

2月28日時点で、同法に基づく障害物の除去(屋根雪等の除雪)を本町で行ったのは44件。この法律では、①「住家の倒壊等により、生命・身体に危害を受けるおそれが生じた場合」②「自らの資力及び労力によって除雪を行うことができない世帯」の両方とも当てはまることが対象要件になります。

町では同法とは別に独自で、高齢者のみの世帯や障害のある人がいる世帯などで自力での除雪が困難な場合に、要請に応じて、道路から住宅までの除雪を行いました。

※政府広報オンラインを加工して作成

罹災証明書・災害証明書を交付します

町では、令和7年2月4日からの大雪で被害にあった場合、申請に基づき罹災証明書等を交付しています。

▼罹災証明書

自然災害により住家が被害を受けた場合に、住家の被害の程度を調査し、その結果を証明します。

災害見舞金などの被災者生活再建支援制度の利用に必要な場合があります。

▼災害証明書

建物や車両、設備等の動産が自然災害により被災した事実を証明します。

保険金の請求などに必要となる場合があります。

▼申請方法

各証明願届に記載の上、被災箇所の写真を添付し、総務課に提出してください。

証明願届は、町ホームページからダウンロードすることができます。

▼問い合わせ先

総務課 防災情報係
☎(62) 2111

春先に発生しやすい 雪崩に注意

雪崩は、集落や山間の道路のほか、スキー場や観光地といったさまざまな場所で起こります。気温が上昇する春先の融雪期には、斜面の固くて重たい雪が地表面の上を流れるように滑り落ちる「全層雪崩」が発生しやすいので、注意が必要です。全国各地すべりがけ崩れ対策協議会では、具体的な対策を紹介していますので、そのうちのいくつかを紹介しましょう。

▼自分自身が雪崩に流されてしまった場合

- ・雪崩の流れの端へ逃げる
- ・身体から荷物をはずす
- ・雪の中で泳いで浮上するようになる

▼雪崩が自分の近くで起きた場合

- ・流されている人を見続けること
- ・仲間が雪崩に巻き込まれた地点(遭難点)と、見えなくなった地点(消失点)を覚えておく
- ・雪崩が止まったら見張りを立て、遭難点と消失点にポールや木などの目印をたてる

川桁地区内で緊急に実施した町道脇の排雪作業

